

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 包括外部監査契約の締結 (行政経営推進課) 一
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (NPO活動促進室) 一
- 県営土地改良事業の工事の完了 (農村振興課) 一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(二件) (森林整備課) 二
- 保安林の指定施業要件の変更 (同) 二
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (都市計画課) 二
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 三
- 病 院 局
- 病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程 三

告 示

- 宮城県告示第五百七号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結したので告示する。
平成二十年四月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十年四月十四日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算

三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

氏名 鈴木 友隆

住所 仙台市宮城野区福室三丁目二十九番三十四号

四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

概算払

○宮城県告示第五百八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 東日本カウンセリングセンター

一 代表者の氏名 五十嵐豊子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区中央三丁目五番十四号

三 定款に記載された目的 この法人は、社会人、学生、その他カウンセリングを学び、個人・企業・地域を援助しようとする人に対するカウンセリング理論・技法・マインドを身につけるための教育、研究、支援に関する事業を行い社会貢献に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年四月十一日

○宮城県告示第五百九号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地区名	事業の名称	工事完了年月日
限西	基幹水利施設補修事業	平成二十年三月二十八日
限東	基幹水利施設補修事業	平成二十年三月二十七日
大平第一	特定農業用管路等特別対策事業	平成二十年一月二十四日

○宮城県告示第五百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市小原字仙台平三の一、三の二、三の五、三の六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所（農林課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

白石市福岡八宮字樋ノ塚一の一八、一の一九

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び白石市役所（農林課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大崎市鹿島台大迫字横大道一、二、三の一、三の二、四

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(一) 次のとおりは、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大崎市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。

○宮城県告示第五百十三号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・六〇 荒巻大和町線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第五百十四号

大和町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十年四月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画道路

2 名称 三・四・六〇 荒巻大和町線

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成二十年四月二十三日その工事を完了した。

平成二十年四月三十日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市栄町三十四番四、四十三番四、四十五番、四十八番、五十九番四、六十一番一、六十一番五、六十一番四十五及び六十二番一の各一部、四十六番、四十七番、四十九番、五十番、五十一番、五十三番一、五十四番一、五十四番三、六十一番一十四、六十一番二十五、六十一番五十一、六十三番一、六十三番五及び六十三番八並びに同市月見ヶ丘四十三番一の一部及び四十三番七

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市泉区八乙女四丁目二番地の二
みやぎ生活協同組合

塩竈市西町三番九号

株式会社阿部勤

病 院 局

○宮城県病院局管理規程第六号

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年四月三十日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久

病院局職員給与規程の一部を改正する管理規程

病院局職員給与規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「管理職手当の支給を受ける職員が行つものにあつては、一万二千円」を削る。

附 則

この管理規程は、平成二十年五月一日から施行する。